

清水町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、清水町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、清水町の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。また平成 21 年度には専任相談員は週 1 日しか配属されていなかったのに対し、平成 22 年度では、毎日 1 人は相談員がいる窓口となったと伺っております。このことは、町民にとって消費者相談のために利用しやすい窓口へとってきていると考えられます。そのため、今後、交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

清水町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。